

(開会 午前10時00分)

## ○木村委員長

では、会議を開きます。

定足数に達していますので、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の日程は配付のとおり審査を行います。

直ちに、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録の署名委員に新見準委員、木内文雄委員を指名します。

これから議案審査を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付してある日程のとおり、4件です。

議案第13号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

## ○土屋課税課長

議案第13号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

この条例は、令和2年度税制改正新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税法の一部改正に関連する所要の改正及び入湯税の規定を新規に整備するために、ここに改正するものでございます。

なお、この条例は改正内容により施行期日が異なるため、施行期日ごとに条立てし4条構成としております。

それでは、改正概要につきましてご説明いたします。

付議案の10ページから11ページをご参照願います。

第1条につきましては、地方税法の改正に伴い、個人市民税に関し女性の寡婦と男性の寡夫を独り親と改めること。葉巻たばこを紙巻たばこへ換算する際の換算率、新型コロナウイルス感染症等の影響により、売上げが減少した中小企業等を対象とした令和3年度の固定資産税の減免に関すること。中小企業の生産性向上のための設備投資に対する固定資産税の課税標準割合をゼロとすること。新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関することについて、所要の改正を行うものでございます。

引き続き11ページをご参照願います。

第2条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを中止した際に事業者への払戻し請求権を放棄した者への寄附金税額控除に関すること。

12ページをご参照願います。

新型コロナウイルス感染症の影響により住宅建設が遅延し、令和2年12月末までに入居できなかった場合の住宅ローン控除適用期間を繰り下げるための住宅借入金等特別税額控除特例について、所要の改正を行うものでございます。

第3条につきましては、八街市内の日帰りの鉱泉浴場がオープンしたことに伴い、第3章に目的税として入湯税を新たに設けております。

13ページをご参照願います。

主なものとしまして、第142条につきましても課税免除規定。第143条につきましても、入湯税率に関する事。第144条につきましても、入湯税の徴収方法。

14ページをご参照願います。

第148条につきましても、特別徴収義務者に対する帳簿記載義務に関する事。第149条につきましても、帳簿記載義務違反に対する罰則等に関する事について、所要の改正を行うものであります。

14ページ下段から16ページをご参照願います。

第4条につきましても、地方税法の改正に伴う引用条文、字句等の改正を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、公布日からとしておりますが、第1条の中で新型コロナウイルス感染症に関連する規定である附則第9条、同第9条の2、同第14条の2、同23条につきましては令和2年4月30日から、市たばこ税に関する規定は令和2年10月1日から、個人市民税の独り親に関する規定等は令和3年1月1日から、第3条の入湯税に関する規定は令和3年4月1日から、第4条に関する規定は令和4年4月1日から施行することとしております。

以上で、議案第13号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

#### ○丸山委員

この議案第13条は、コロナに関わっての内容も含まれております。せんだって、定額給付金に関しましての経過報告をいただきました。職員の皆さんが、本当に夜遅くまでこの定額給付金に関して取り組んでいただいております。その結果、八街市は他市に先駆けて市民の手元に給付金が渡っているということで、市民の皆さんからも多くの皆さんから良かったと、ありがたかったという声をいただいておりますので、職員の皆さんにもぜひお伝えしておきたいというふうに思います。本当にご苦労さまです。

それでは、13号なんですけれども、付議案の13ページに入湯税に関して説明がされております。八街市がこの入湯税を導入する目的、これはどういった内容で活用されていくのか、その辺についてお伺いいたします。

#### ○土屋課税課長

入湯税の目的ということなんですけれども、こちらにつきましては地方税法に基づき、環境衛生施設、また鉱泉源の保護管理、あとは消防施設、またその消防活動に必要な設備、あとは観光振興など、そういったことに充てる目的税となっております。

**○丸山委員**

国の方はそういうふうになっているんですけれども、八街市としては主にどういったところで、これは活用しようとしているのか、その辺についてはどうでしょうか。

**○土屋課税課長**

こちらの入湯税のなんですけれども、第142条に課税の免除という項目がございまして、現在、八街市にあります温泉施設につきましては、この免除規定に該当するというので、今のところその入湯税を徴収させていただくという予定はない状況です。

**○丸山委員**

八街市は当面はこれは対象にはならないと、どういうことなんですか。

**○土屋課税課長**

142条の中に課税の免除ということで、3点ほど免除規定があるんですけれども、その温泉施設に宿泊を伴わないで入湯する場合は免除という形になっております。現在、八街市のその温泉施設が宿泊設備を整えた形で運営しておりませんので、この宿泊を伴わないで入湯の方が利用する施設ということで、今のところは免除規定に合致するとそういうふうを考えております。

**○丸山委員**

じゃ、この入湯税、導入しても八街市は徴収をしないと。そういった対象ではない、対象がないのに、なぜこの入湯税は新たに導入するのか、その辺については。

**○土屋課税課長**

現在のところはそういった免除規定に合致するところなんですけれども、将来的にそういった設備を整えた場合には、入湯税を課税していかなければいけないということと、今後こういった施設ができた場合に備えて、入湯税の方を整備させていただいております。

**○丸山委員**

将来に備えてということのようです。

それと、あとは142条で3項目、入湯税を課さない項目があるわけなんですけれども、この中には障がい者に対する課税免除といった内容が含まれておりませんが、そういう対策、対応はどのようにお考えなんですか。

**○土屋課税課長**

現在のところ、この規定の中では障がい者に対して特別に免除するというような形は取っておりません。

**○丸山委員**

障がい者の方も、やっぱり利用する方、多いかというふうに思いますので、やはりそういった配慮は必要ではないかなというふうに思いますが、ぜひご検討いただきたいんですが、その辺いかがでしょう。

**○木村委員長**

ほかに質疑はございませんか。

**○丸山委員**

それで、143条で、一人1日、150円とするというふうにありますけれども、この根拠は何なのかお伺いしたいです。

**○土屋課税課長**

地方税法の中で、標準税率として150円というのが定められております。

また、県内の入湯施設などの状況を確認させていただきまして、39団体のうち31団体が150円という形を取っておりますので、同様に八街市も標準税率である150円を採用させていただきました。

**○丸山委員**

財務省の基準は、一人1日、150円なんですけれども、これは各市町村ごとに決めることができるとしているわけですね。ですから、150円ではなくて300円なんていうところもありますし、やっぱりこれは、もう少し検討の余地があるのではないかなというふうに思いますが、その辺についていかがでしょう。

**○土屋課税課長**

県内のその状況なども確認させていただいた上で、先ほども申し上げたとおり39団体のうち31団体と、結構な確率で標準税率を採用しておりますので、その額で八街市も決めさせていただいております。

**○木村委員長**

いいですか。質疑あります。

ほかにございますか、質疑。

**○木内委員**

10ページの方なんですけれども、独り親というふうに夫の方だけ改めるということなんですけれども、この独り親に改めた目的と異議について教えていただけますでしょうか。

**○土屋課税課長**

今までの形ですと、女性の寡婦と男性の寡夫、また未婚、既婚それによって控除の歩合が違っておりました。この辺の違いを解消するために、婚姻暦の有無、また男性、女性の性の違い、そういったものの不公平を解消するために、独り親というような形で行っております。今まで男性の寡夫につきましては、控除額が少ないとかそういうのがあったんですけれども、これを女性と同額にする、また、未婚の方については、寡婦控除の対象になっていなかったんですけれども、これを独り親の控除の対象とするとそういうふうな形を取っております。

**○木内委員**

未婚とありますけれども、この夫の未登録、また妻の未登録についての独り親の対応については、変化はないということよろしいでしょうか。

**○土屋課税課長**

住民登録上、未届けであっても配偶者というような形で載っている方については、独り親という形にはならない扱いになっていると思います。

### ○木内委員

事実上というのと、また未登録という意味合いのことを、ちょっとお伺いさせていただいたんですけども、未登録であれば独り親というようにカウントしていくのかというところがあるわけですよね。それに対しては、今までも当然、認めていないわけですけども、その点についてお伺いしていただけなんですが。

### ○土屋課税課長

住民票の続き柄のところ未届けの夫とか、未届けの妻、そういった形で記載されていた場合には対象外となるというふうに定められております。

### ○木村委員長

よろしいですか。

### ○木内委員

ちょっと分かりましたので、結構です。

それで、先ほど丸山委員も質問されていたんですけども、13ページの入湯税についてなんですけれども、八街の場合、日帰り施設しかないということで、他市のところも含めてですが、宿泊者に対しては宿泊1回につき150円を徴収しているところがほとんどであり、日帰りについては半額の75円というように設定してあるところがありますけれども、今回、せっかく日帰り施設ができてそういった入湯税の税率を付けるのであれば、日帰り入浴75円というような設定の仕方は行わないのでしょうか。

### ○土屋課税課長

県内を調査させていただいたときに、39団体の中で8団体が日帰りの方に対して課税という形をとられておりまして、残り31団体については日帰りの方については課税しないというような形になっておりました。そういった状況も踏まえまして八街市では日帰りの方につきましては、課税しないというような形を取っております。

### ○木内委員

他市の場合、上限を設けて1千円以上だとか、1千500円未満については課税しないだとかという細かい規定を設けて、あえて日帰り入浴についても課税しているところがあるように思われますので、せっかく新しい入湯税、新しい施設ができたということで、入湯税を徴収するのであれば、ぜひともそういったことを入れて市の財政の充実に図っていただきたいと思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

### ○土屋課税課長

確かに県内では、その利用料金に合わせてというような形を取っているところもございますが、現在のところ八街市では、日帰りの方については課税しないような形で考えております。

### ○木村委員長

ほかに質疑はございませんか。

### ○木内委員

しつこくて申し訳ありません。

ここで、一人1日について150円ということではありますけれども、過程の話で大変申し訳ないんですけれども、2泊3日、3泊4日とした場合について、この1日という言葉でくくるとそれぞれ450円になったりとかしますけれども、その辺についての考え方をお伺いしてよろしいでしょうか。

**○土屋課税課長**

1日につき150円となっておりますので、3日間利用された方につきましては、3日分とその都度お支払い頂くような形になります。

**○木村委員長**

よろしいですか。

ほかにございませんか、質疑は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

討論がなければ、討論を終了します。

これから議案第13号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○木村委員長**

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

**○土屋課税課長**

議案第14号、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

付議案の18ページをご参照願います。

この条例は、改正内容により施行期日が異なるため、施行期日ごとに条立てし2条構成としております。

第1条は、地方税法の一部が改正されたことにより、新型コロナウイルス感染症等の影響により売上げが減少した中小企業等を対象に、令和3年度の都市計画税の減免に関し、所要の改正を行うものでございます。

第2条は、引用条文の改正を行うものであります。施行期日につきましては、公布日から

としておりますが、第1条の中の附則につきましては令和2年4月30日から、第2条につきましては令和3年1月1日から施行することとしております。

以上で、議案第14号、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○木村委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

討論がなければ、討論を終了します。

これから議案第14号、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○木村委員長**

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

この議案は朗読を省略して、直ちに提案者の説明を求めます。

**○土屋課税課長**

議案第15号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

付議案の19ページをご参照願います。

この条例は、固定資産の土地所有者確認を求められた際に、手数料200円を徴収して課税化窓口にて所有者調べを交付しておりますが、実情と不一致な状況が発生していることから、所有者調べを廃止することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

不一致の理由としましては、所有者調べに記載する情報は市が管理しております課税台帳の登記情報を基にしておりますが、課税台帳は定期的に更新しておりますが、常に最新の情報となっていないことから古い情報を提供してしまう場合があるからでございます。施行期日につきましては、周知期間を確保するため令和2年8月1日とするものでございます。

以上で、議案第15号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてのご

説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○木村委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

**○丸山委員**

1点だけお伺いしたいんですが、実情と不一致の状況が多いというところがあるんですけども、実際、年間どのくらいの問合せがこの間あったのか、お伺いしたいと思います

**○土屋課税課長**

昨年度の数字になるんですけども、確認をいただいた筆数につきましてお話をさせていただきます。

367筆分を交付しております。筆数ですので、一人で何筆も確認されていかれる場合が、結構な数がございますので、実際の申請者の数となりますともっと減ってしまうんですけども、申し訳ございませんが、人数の方まではちょっと把握できておりません。

**○丸山委員**

それで、今、300を越す確認があるということなんですけれども、この不一致で状況が見えないというのは、何割くらいになってくるんですか。

**○土屋課税課長**

その不一致の原因としまして、例えば所有者がお亡くなりになるとか、引越されるとかそういったことによって持ち主が変わるとか、住所が変わるとかそういうようなことがあるんですけども、申し訳ないんですが、そこまでちょっと数値の方は捉えておりません。

**○丸山委員**

不一致の状況が多いことからというのが理由になっているんで、一体どんな状況なのかなというふうに思ったんですけども、もう少し明確な根拠が示せないのかどうか、こういうせつかくこういう条例があるにも関わらず、それをなくしますよというのであれば、もう少し説得力のあるそういう根拠を示していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

**○土屋課税課長**

こちらの所有者調べの情報の基が課税台帳ということになっているんですけども、課税台帳の方が、まず課税するためのものですので固定資産税の基準である1月1日以降、課税処理が終わって納付書を送るまで、ちょっと更新することができません。納税通知書などと課税対象に違いが生じてしまいますので、そうしますと実際問題、5か月から6か月間は課税台帳を動かさない状態が発生しております。

また、その期間以外につきましても、登記情報を基にしておりますので、毎日、法務局とやりとりをして情報が更新できればいいんですけども、なかなかそれも現実的には難しい状況でして、できても月1回程度のそれ以外の課税以外の期間では、1か月程度しかできないということになっておりますので、その間に移動があった場合、こちらとしては古い情報



か、新しい情報かも分からない状態で所有者調べを提供しているような形になってしまいますので、こういった手続を取らせていただいています。

**○木村委員長**

質問ありますか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第15号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

**○木村委員長**

起立全員です。議案第15は原案のとおり可決されました。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第26号に関係する職員以外は退席して結構です。

議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを議題とします。

お諮りします。

第1表、歳入歳出予算補正の審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

ご異議なしと認めます。

審査の方法は、歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査することに決定しました。

最初に第1表、歳入歳出予算補正の内、歳入全款について提案者の説明を求めます。

**○會嶋総務部参事**

議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算第3号の内、歳入全款につきまして、ご説明いたします。

補正予算書10ページをお願いいたします。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、補正前の額から2千12

7万4千円を増額し、補正後の額を34億9千691万6千円にしようとするものでございます。

2節社会福祉費負担金は、新型コロナウイルス感染症の影響での離職者の住居確保給付金に対する負担金、補助率4分の3で、653万4千円。

4節老人福祉費負担金は、介護保険特別会計への保険料軽減分繰出金の財源として、低所得者介護保険料軽減負担金、補助率2分の1で、1千474万円です。

次に、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金は、補正前の額から2億6千475万6千円を増額し、補正後の額を2億9千782万円にしようとするものでございます。

1節小学校費補助金、2節中学校費補助金ともにICT環境整備として補助率2分の1の情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金。

また、情報機器整備費補助金として、一人1台パソコン整備のうち整備台数全体の3分の2に対し、1台当たり4万5千円の補助となります。

続きまして、17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は、補正前の額から737万円増額し、補正後の額を11億2千967万3千円にしようとするものでございます。

3節老人福祉費負担金は、先ほどの国庫負担金と同様、介護保険特別会計への保険料軽減分繰出金の財源として、低所得者介護保険料軽減負担金で補助率4分の1となります。

11ページへ参りまして、2項県補助金、1目総務費県補助金は、補正前の額から500万円を増額し、補正後の額を1千120万円にしようとするものでございます。

昨年の台風等で被災した地域コミュニティ施設等の再建に対する支援事業補助金で、限度額は建て替え500万円、修繕250万円ともに補助率は3分の1であり、建て替え1軒分の計上となります。

2目民生費県補助金は、補正前の額から392万1千円を増額し、補正後の額を3億24万円にしようとするものでございます。

2節障害福祉費補助金、重度心身障害者児医療給付改善事業費補助金は、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の医療費助成に対するもので、補助率2分の1、90件を見込んでおります。

続きまして、20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、補正前の額から1億111万4千円増額し、補正後の額を11億4千722万9千円にしようとするものでございます。

続いて、22款諸収入、5項3目雑入は、補正前の額から450万円を増額し、補正後の額を1億8千920万3千円にしようとするものでございます。

コミュニティ助成事業助成金は、3区のコミュニティ活動用備品等購入に対するもの250万円で、宝くじの収益を原資とするコミュニティ助成事業助成金でございます。

また、学校臨時休業対策費補助金200万円は、小・中学校を臨時休業にしたことによる給食食材取消料に対する県学校給食会からの補助金で、補助率は4分の3となります。

12ページをお願いします。

23款1項市債、1目総務債は、補正前の額から470万円を減額し、補正後の額を1億5千190万円にしようとするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業を見直し、庁舎等照明器具更新工事実施設計業務を延期することに伴う減額となります。

次に、7目教育債は、補正前の額から1億1千720万円を増額し、補正後の額を2億7千760万円にしようとするものでございます。

1節小学校債のICT環境整備事業の内、学校教育施設整備事業として校内ラン整備工事分補助裏分の90パーセント充当で5千480万円、交付税措置は75パーセント分が70パーセント、15パーセント分が50パーセントとなります。

また、令和2年度補正予算債として、パソコン端末構築費用分、補助裏分の100パーセント充当で1千900万円、交付税措置は60パーセントとなります。

同様に2節中学校債のICT環境整備事業も、学校教育施設整備事業として校内ラン整備工事分、補助裏分の90パーセント充当で2千830万円。

また、令和2年度補正予算債として、パソコン端末構築費用分、補助裏分の100パーセント充当で1千20万円となります。

3節社会教育債は、公共施設等適正管理推進事業の除却事業として、今年の台風等で被災した郷土資料館の解体工事の90パーセント充当となり、交付税措置はございません。

次に、9目災害復旧事業債は、補正前の額から240万円を増額し、補正後の額を6千240万円にしようとするものでございます。

今年の台風等で被災したガーデンタウン集会所の災害復旧工事で、100パーセント充当、交付税措置は財政力に応じての措置となります。

以上をもちまして、歳入全款の説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○木村委員長

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

#### ○林 政男委員

基金の繰入れについてお伺いします。

ここにこれだけ基金を繰入れた場合、財調残高、それから、これからの見通しはどのようなかをお聞かせください。

#### ○會嶋総務部参事

令和2年度の3月補正までで、約2年度末残高は11億程度になります。それで、これから令和元年度分の決算が決まってくるところでございますが、今の速報値で申し上げますと、約2億円ちょっとが基金へ積立てることができそうでございます。

また、さらに1億5千万少しぐらいですかね。5千万円程度ぐらいを繰越金として使えますので、予算計上が1億ですから、5千万円を増額として財源が今年もっております。

それで、あとはこの補正も含め今後9月、12月と不急、不要、急の方ですかね。そちらの事業の見直しをさせていただく予定がありますので、多少なりとも財源が生まれてくるのかと思います。いずれにしても、先ほどの2億5千万円を足しますと、約13億ちょっととなりますので、最終的には私としての目標としても15億程度を年度末までには何とかしたいなという気持ちはございますが、これに関してサービスを低下させるわけにはいきませんので、一応の目標としては15億円を目標として、財政を進めてまいりたいと考えております。

#### ○林 政男委員

今、いろんな台風の後始末、あるいはコロナウイルスが大変だと思うんですけども、国から順次、災害復旧で予算要望したやつが入ってくると思うんですけど、その辺の見通しについてはどのように判断されていますか。

#### ○會嶋総務部参事

災害対策の関係で一番大きいのは、やっぱり農業の関係かと思います。それで、私どもの歳出予算と、実際に特別交付税などで入ってくる予算というのが、全く同額というか、同じレベルで計算されたものではございませんので、昨年の特別交付税分、これから決算に関わります特別交付税分が当初、私たちの見込みよりも実際の決算ベースで比べると、ちょっと多めに入ってきているようなイメージがあります。がしかし、今年度分の支出についても、やはりこれから特別交付税を申請していきますので、多少その分が入ってくるということは推測はしております。

あと、そのほかの補助対象分のものであるとか、あとは、起債の関係なんかもしかりなんですけれども、一般的に災害があった場合には一般財源は必ず持ち出しがあるというふうには言われておりますので、全部が全部、その交付税とか、補助金とかそういったもので賄いきれるものではありませんし、また地方債といって借入れしているものも含めても、やはり一般財源の出は仕方ないということではありますが、担当課の職員も皆さん、その補助の対象ですとか、そういった申請については毎日、国、県を注視して事務やっておりますので、これからもさらに充てられるものというのが、後付けというのも当然、出てきますからその辺も注視して対応していきたいと考えています。

#### ○木村委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

#### ○丸山委員

それでは、国庫支出金についてお伺いいたしますが、今回大きな小・中学校のICT環境整備なんですけれども、今回は国の方は各自治体で判断してもいいですよということだったんですが、八街市は一人1台を購入するということで予算が計上されました。今後、義務教育で大変高い教材というか、なるわけですね。今後もこれはもうずっと導入されていくかと思うんですけども、導入時はこのように国の方の補助があるということで購入しやすいんで

すが、今後5年以上たったときにどんなふうな対応が考えられるのか、その辺についてはどんなふうな教育委員会としては考えているのかをお伺いしたいと思います。

#### ○鈴木教育委員会参事

今後の維持管理費につきまして、インターネット通信サービスの年間利用料が、小学校173万7千600万円、中学校は108万4千800円、およそ282万2千400円になります。さらにネットワークアカウント管理費用料として小学校が1千94万8千円、中学校は638万8千円、合計1千733万6千円となります。さらに端末保守費用として、小学校1千642万2千円、中学校は958万2千円です。さらに校内LANのネットワーク保守費用として1校につき60万円、小学校540万円、中学校240万円で780万円が毎年かかります。合計については5千396万2千400円、合計年間約5千396万円です。この額については、概算であり今後、実際に導入の際に縮小可能と思われる料金も考えられます。安定的、効果的な使い方をするために十分、検討してまいります。

整備後の維持管理費については、現時点では国の補助等は示されておりません。児童、生徒一人1台パソコンの導入は全国的に取り組まれております。今後は国の動向を注視したいと考えてまいります。

#### ○丸山委員

やはり、義務教育の中でこれは、必要とした教材でありますので、父母負担であるとか、自治体負担であるというのは、私は大変問題であるというふうに思います。ぜひこれは義務教育の中の実施していく教育の一環であるわけですから、何とんでも国に対して予算要望をきちんとしていていただきたいなというふうに思うわけなんです。そういった点ではどうなんでしょうかね。答弁する市長がおりませんが、市長に代わって総務部長かな、どうなんでしょうか。

#### ○大木総務部長

今、丸山委員が申し上げたとおり、今回のパソコン導入によりまして、教育現場というのとはかなり大きく変わるのではないかとというふうに言われております。特に、教室から黒板がなくなるのではないかとというふうにも言われておりますので、これの導入につきましては今後、引き続きできるような形で、市長から市長会をとおしまして国の方へ十分、要望していきたいというふうに考えております。

#### ○丸山委員

ぜひとも国のこのプロジェクトで導入し、始めているわけですから、やはり教育費に関しては国が責任を持っていくという取組をぜひ要望していただきたいというふうに思います。

やはり、子どもたちは丁寧に使ってくださいよと指導しても、そうしても子どもの手ですから、どうしても落っこちてみたりとか、今後、故障してしまうということもあろうかと思えます。そういった点でも、子どもたち、家庭に負担を求めるのではなくて、やはりこれもきちんと教育委員会等で対応できるような体制を整えていただきたいというふうに思いま

す。

それから、諸収入のところ、学校臨時休業対策費補助金ということで、これは200万円補助が出たということのようなんですけれども、実際にはどれくらいの被害に対しての対応が求められているのか、その辺についてはどうでしょう。

**○加藤学校給食センター所長**

学校給食が休止になりまして、2月中に発注済みでありました3月分の給食食材につきまして、3月2日からの給食停止に伴いまして、各給食食材納入業者23業者ございますが、給食食材でキャンセルができなかった食材については、135万7千284円でございます。そのうちキャンセルの利かなかった給食食材につきましては、266万6千757円に對しまして、事業者に負担いただいた分に金額につきましては、135万7千284円でありました。

以上です。

**○関教育次長**

では、私の方からちょっと補足の方をさせていただきます。

政府の方から学校の全国一斉休校を受けまして、学校給食中止となり影響を受けている給食業者並びに学校設置者、教育委員会の方なんですけれども、損失に対してこれは保障するものでございます。先ほども所長の方から答弁ありましたが、給食取引業者23者中、3者が対象になりました。内訳といたしましては、学校設置者分、教育委員会分については130万9千473円、事業者分については135万7千284円、この内訳につきましては千葉県为学校給食会で123万9千312円、千葉県の乳業協同組合で8万9千993円、株式会社鈴木食品さんの方で2万7千973円が対象となっております。

**○木村委員長**

よろしいですか。

**○丸山委員**

はい、分かりました。

**○木村委員長**

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

会議中ですが、10分間の休憩をいたします。

執行部の皆様に申し上げます。

議案第26号中、歳出及び第3表に係る職員以外は退席して結構です。

(休憩 午前10時54分)

(再開 午前11時04分)

**○木村委員長**

では、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出2款総務費1項4目及び6目について提案者の説明を求めます。

**○會嶋総務部参事**

歳出2款総務費について、ご説明いたします。

補正予算書13ページをお願いいたします。

1項総務管理費、4目財政管理費は、補正前の額から210万円減額し、補正後の額を130万8千円にしようとするもので、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を見直し、現在の地方公会計システムを引き続き使用し、移行業務を延期することによる減額となります。

次に6目財産管理費は、補正前の額から1千623万6千円減額し、補正後の額を2億1千989万4千円にしようとするもので、やはり新型コロナウイルス感染症の影響により事業を見直し、庁舎等照明器具更新工事実施設計業務を延期することに伴う633万6千円の減額、執務環境調査業務を延期することに伴う990万円の減額でございます。

以上をもちまして、説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○木村委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○木村委員長**

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、歳出8款消防費について、提案者の説明を求めます。

**○宮澤防災課長**

8款消防費について、ご説明いたします。

補正予算書の15ページをご覧ください。

8款消防費、1項消防費、3目非常備消防費につきましては、補正前の額から201万円を減額し、補正後の額を1億986万9千円にしようとするものです。

説明欄にてご説明いたします。

操法大会運営費201万円の減額につきましては、6月に開催を予定していた千葉県消防協会印旛支部消防操法大会が新型コロナウイルス感染症対策により中止となり、需用費、負担金補助及び交付金などの大会参加に係る経費を減額するものです。

以上で、8款消防費の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○木村委員長**

以上で説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

### ○石井委員

すみません。消防費の今ご説明していただいた件で、ちょっと質問させていただきます。

今回、全国大会も中止となったということで、それに関連して県大会、支部大会も中止ということでお聞きをしております。今後、今年、含めて市の大会とか、今後の操法大会の方向性と在り方については、どのようになっていくでしょうか。そちらの方をちょっと教えてください。

### ○宮澤防災課長

今年度につきましては、市の大会につきましては隔年で行っておりますので、ない年になります。次回、予定しているのは来年度の10月ぐらいを予定しているので、ちょっと現時点では、まだ方向性は決めておりませんが、やり方、例えば来賓どのぐらい呼ぶのかとかというところは、今後ちょっと検討していきたいと思います。

### ○石井委員

この6月に印旛支部大会が予定されている予定だったものが、実行されるようだった分団の参加、参加分団これは、どのように選定をされていったのでしょうか。もしくは、その分団が来年の印旛支部大会に出場されるということになるのでしょうか。

### ○宮澤防災課長

今回の支部大会につきましては、4月に選考会を予定しておりまして、支部大会がなくなったので、そちらも中止になってしまったんですが、今後、来年の大会につきましては、今後ちょっと本部と出場分団については、ちょっと検討していく必要があると思います。また、選考会等をやるのかということも含めまして。

### ○石井委員

検討されるということでございますけれども、そもそも消防操法大会の在り方を、やっぱり検討していく時期にそろそろ来ているのかなということだと思います。やっぱり現下の消防団員から様々なご意見を聞きますけれども、やはり操法大会に出たい、また出るべきだ。出なければいけないといういろいろな考え方もありますけど、そもそも選考があるところに手を挙げていく分団が少ない。それにおいては、もうやはり温度差が結構生じていますよね。各分団の存続も含めた消防分団員の在り方も、本当に厳しい状況にもなってきています。ですから、新消防本部体制にもなったようですし、これから新体制を築いていただきながら、消防団のそもそもの在り方と、消防大会に向けての隔年でやっていたけれども、その代表が翌年、準優勝がその翌年ということでやっていたけれども、そもそもそういった考え方も含めて抜本的に見直していくような時期に来ていると思います。それについて課長としてはいかがでしょうか。

### ○宮澤防災課長

確におっしゃるとおりの状況だと思います。そうですね。そのことは消防団本部の意思もありますので、その辺は抜本的な在り方、例えば操法大会どうするとかという話になると、市だけの問題ではないということもありますので、印旛支部、もしくは千葉県そちらの方



でもある程度検討をしていただいて、また市は市なりで考えていくような形を取りたいと思います。

○石井委員

検討をお願いします。

○木村委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、第3表地方債補正1追加及び2変更について、提案者の説明を求めます。

○會嶋総務部参事

補正予算書5ページをお願いいたします。

第3表地方債補正についてでございますが、初めに追加3件、先ほど歳入市債で説明いたしましたとおり、ICT環境整備事業が小・中学校合わせて限度額、1億1千230万円、郷土資料館解体事業が限度額490万円、ガーデンタウン集会所の災害復旧工事として、その他公共施設復旧事業債が限度額240万円を追加いたします。

また、変更1件の庁舎整備事業は、庁舎等照明器具更新工事実施設計業務を延期することに伴い470万円を減額し、補正後限度額を1億4千920万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○木村委員長

以上で、説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村委員長

討論がなければ、これで討論を終了します。

これから議案第26号、令和2年度八街市一般会計補正予算中、当委員会付託分についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○木村委員長

起立全員です。議案第26号中、当委員会付託分は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された案件の審査は全て終了しました。

総務常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時13分)

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和 年 月 日

八街市議会総務常任委員長

八街市議会総務常任委員

八街市議会総務常任委員